

飼育動物診療施設の変更届出等について

新年度を迎えるにあたり、飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）におかれましては、獣医療法第3条（第7条で往診診療者も準用）に基づく届出事項（管理者、診療従事者など）に変更があった場合は、届出を忘れずをお願いします。

なお、法人化、事業承継など、届出者の人格が変更になった場合、施設の移転や建替を行った場合は、廃止と新規届出の手続きが必要です。

記

1. 届出様式・提出先：北海道農政部生産振興局畜産振興課ウェブサイト「飼育動物診療施設に関する情報」に掲載

（※電子メールでの提出も可能です）

2. 届出期限：変更が生じてから10日以内
3. 問合せ先：1の提出先または北海道農政部生産振興局
家畜衛生係

TEL 011-231-4111（内線 27-785）



畜産振興課